

自己搬入時における身分証明書の確認について

構成市町(東金市、大網白里市、九十九里町、山武市のうち旧成東町)以外からのごみの持込みを防止するため、また、違法業者によるごみの収集運搬を抑制し、ごみの適正処理及び減量化を図るため、令和6年10月1日より、本人及びごみの発生場所(住所)が記載されている「公的な身分証明書」の確認を実施しています。ごみの自己搬入の際は、必ず窓口係員に提示してください。

《公的な身分証明書の例》

| | |
|------------|--|
| 【家庭系ごみの場合】 | 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳 等 |
| 【事業系ごみの場合】 | 運転免許証と社員証 (※社員証が無い場合は、名刺、健康保険証、社用車の車検証、公共料金の領収書、営業許可証、登記事項証明書 等でも可) |

《注意事項》

※確認は毎回実施します。

※有効期限内のものをご用意ください。

※虚偽の証明書の提示を防止するためコピーの提示は不可とします。

※ごみの発生場所(住所)が確認できない場合は受け入れできません。

※家族・親族(3親等以内に限る)による搬入の場合は、搬入者の身分証明書、排出者の住所氏名が分かる書類(身分証明書、固定資産税納税通知書、公共料金の領収書等)、「家庭ごみ(一般廃棄物)処理等申請書」が必要となります。

※その他ご不明な点はお問い合わせください。

《お問合せ(平日のみ)》

業務課廃棄物受付係

TEL 0475-55-9141